

公益社団法人大阪府獣医師会 定款

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 目的及び事業 (第3条—第5条)
- 第3章 会員等 (第6条—第13条)
- 第4章 総会 (第14条—第26条)
- 第5章 役員 (第27条—第36条)
- 第6章 理事会 (第37条—第42条)
- 第7章 委員会 (第43条)
- 第8章 会計 (第44条—第49条)
- 第9章 定款の変更及び解散 (第50条—第53条)
- 第10章 事務局等 (第54条—57条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪府獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、獣医療の充実・発展、公衆衛生の向上及び畜産事業の振興に寄与し、獣医事の適正化による動物の愛護精神の高揚と社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人と動物の共通感染症対策に関与する事業
- (2) 畜産振興・安全な食品の生産と供給事業の協力推進に関与する事業
- (3) 動物愛護・動物福祉に関する府民への普及啓発に関与する事業
- (4) 野生鳥獣救護及び自然環境保全に関与する事業
- (5) 災害時における動物救護対策・救護活動に関与する事業
- (6) 学校飼育動物の適正飼養に関する指導啓発及びそれを利用しての情操教育に関する事業
- (7) 獣医療に関わる者の学術普及向上・待遇改善・福利厚生に関与する事業
- (8) 他の動物関連団体との交流推進に関与する事業
- (9) ホームページ等による前各号の情報の社会・府民への普及啓発に関与する事業
- (10) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、総会が、別に定める倫理規程（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 会員等

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、そのうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した、大阪府内に飼育動物診療施設又は勤務先を有する、若しくは大阪府内に居住する獣医師
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があつて、総会において推薦された者

(会員の資格取得)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

(経費負担)

第8条 会員（名誉会員を除く。）は、入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 会費等の額、納入方法等は、総会の決議を経て、会員の種別ごとに定める。
- 3 前2項の会費等については、その2分の1以上は、公益目的事業のために、残余は、その他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に、そして常時、退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該総会の日から1週間前までに当該会員に書面をもってその旨を通知し、かつ、当該総会で弁明できる機会を与えるものとする。

- (1) 禁固刑以上の刑事罰に処せられたとき
- (2) この定款その他の規程等に違反したとき
- (3) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の事業を妨げ、目的に反する行為に至つたとき
- (4) その他除名に当たる正当な事由があつたとき

(会員の資格喪失)

第11条 前2条のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死去、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 正当な理由なく会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- (4) 総正会員の同意があったとき

(抛出金の不返還)

第12条 既納の会費等及びその他の抛出金品等は、如何なる理由があっても一切返還しない。

(届出)

第13条 会員は、その氏名、住所、診療施設の名称、その他会長が別に定める事項を届け出なければならない。また、当該事項について変更があった時も同様とする。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議された事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、臨時総会を開催できる。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集理由を示して、臨時に総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会の決議に基づき次の事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項（該当事項が役員等の選任、役員報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要〈確定していない場合はその旨〉を含む）
- (3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができる場合には、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

- (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数、その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第18条 会長は、総会の開催予定日の2週間前までに、正会員に対し前条各号に掲げる事項（次項により総会参考書類に記載した事項を除く）を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

2 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができる場合には、前項の通知に際して、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を交付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席した正会員から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会における議決には、議長が加わることはできない。ただし、可否同数の場合のときは、議長の裁決するところによる。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として議決権を代理行使させることができる。この場合においては、前条の規定については、総会に出席したものとみなす。(平成27年5月26日改正)

(書面による議決権の行使)

第23条 総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使できることとする場合には、総会に出席できない正会員は、第18条第2項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第21条の議決権の数に算入する。

2 前項の書面は、総会の開催日前日の業務時間の終了時まで主に主たる事務所に提出しなければならない。

(決議の省略)

第24条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(電磁的記録による招集通知及び議決権の行使)

第25条 会長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

2 総会に出席しない正会員は、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使できる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない。

(資格)

第29条 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条第1号に規定する者は、理事及び監事になることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、更には代表理事として

その職務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務の執行を統括する。また、会長及び副会長が何らかの事由により欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の常務を処理する。また、専務理事が何らかの事由により欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事については、再任を妨げない。

(欠員)

- 第33条 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第34条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第35条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(相談役)

- 第36条 この法人に、任意の機関として5名以内の相談役を置くことができる。
- 2 相談役は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 相談役の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事の議決権の数は、1人1個とする。
- 3 第1項の決議には、議長は理事として議決に加わることはできない。ただし、可否同数の場合のときは、議長の裁決するところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員がその提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第43条 この法人は、事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第48条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以

上の議決を経なければならない。

(基金)

第49条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団・財団法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局等

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため事務局を設置し、所要の職員を置く。なお、職員の任免は、理事会の承認を経て、会長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、法令に定める帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、松林驍之介とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年5月26日から施行する。